

諮問第 8 号の答申
経済構造統計の指定及び平成21年に実施される経済
センサス - 基礎調査の計画の承認等について（案）

本委員会は、経済構造統計の指定、並びに経済センサス - 基礎調査の計画、事業所・企業統計調査の中止及び商業統計調査の実施時期の変更について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 指定及び承認の適否とその理由等

(1) 適否

経済構造統計を指定すること、並びに経済センサス - 基礎調査の計画、事業所・企業統計調査の中止及び商業統計調査の実施時期の変更を承認することは妥当である。なお、以下の理由等に留意することが必要である。

(2) 理由等

ア 経済構造統計の指定について

経済センサス - 基礎調査（以下「基礎調査」という。）によって作成される経済構造統計は、我が国の産業統計が産業ごと、所管府省ごとに異なる年次や周期で調査を実施しており、このため、既存の大規模調査の結果を統合したとしても、我が国全体の包括的な産業統計を得ることができないこと、SOHO等、調査員調査では捕捉困難な事業所が増加しており、行政記録情報の活用により、調査客体を的確に捕捉することが必要不可欠であること、第三次産業に係る統計が不足し、体系的に未整備の状況にあることが指摘されているほか、GDPを推計するための基礎統計の不足が懸念されていることを踏まえ、全産業分野における事業所及び企業の経済活動の構造を全国及び地域別に明らかにすることとともに、各種統計調査の精度の向上に資する母集団名簿の拡充を図ることを目的とするものである。

本統計は、累次の政府決定が目指した包括的な産業構造統計の整備に加え、統計精度の向上に資する母集団名簿の拡充を通じて、事業所及び企業を調査客体とする既存の産業分野別統計の精度向上に大きく寄与するとともに、経済活動を同一時点で網羅的に把握する統計と位置付けられる。これは、国民生活にとって重要であり、かつ、国の基本政策決定の基準として必要な統計体系に属すべき統計と認められることから、指定統計として指定することは妥当である。

イ 基礎調査の承認について

(ア) 基礎調査の目的・役割

基礎調査は、事業所の事業活動及び企業の企業活動の状態を調査し、事業所

母集団データベース等の母集団情報を整備すること、並びに我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにすることを目的としている。

これは、経済センサスの創設を提言している累次の政府決定等の指摘に対応したものとなっており、妥当である。

(イ) 調査事項

調査事項全般

調査事項については、これまでの事業所・企業統計調査における母集団情報の整備並びに我が国における事業所及び企業の事業の種類、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするという機能と役割を引き継ぐとともに、今回新たに企業情報の充実を図る計画である。

具体的には、これまでの調査事項に比べ、新規調査事項として、従産業、決算月、持ち株会社か否かの情報を把握する一方、商業・法人登記情報の活用により登記簿上の会社成立の時期、会社の合併・分割状況を削除するとともに、母集団情報の整備に特化する観点から、電子商取引の状況を削除することとしている。

これらは、国及び地方公共団体における行政ニーズへの対応、母集団情報の充実及び記入負担軽減に資するものであり、妥当である。

調査票「4 事業所の事業の種類・業態」欄の設計について

「4 事業所の事業の種類・業態」欄では、新たに「4」の(1)欄で主な事業以外にもこの事業所で行っているすべての事業を尋ねている。これは事業所の多角化した活動をとらえるとともに、他の調査で有効に利用できる母集団情報の整備を可能とするものであり、妥当である。

また、「4」の(2)欄及び(3)欄は、調査対象事業所の産業分類の格付けを行う際の情報として、「事業所において複数の経済活動が行われている場合の産業の決定は原則付加価値により決定するが、実際上困難な場合が多いことからそれに代わる代替指標によって決定する」という考え方(平成19年11月に改定された日本標準産業分類の一般原則)に従った設計となっており、おおむね妥当である。

しかしながら、「4」の(2)欄においては「従事している人数」を、「4」の(3)欄においては「収入額又は販売額」と2種類の情報を記入させることを求める調査票の設計は、調査票記入者に混乱を生じさせ、的確な記入ができなくなる懸念される。

実際に、基礎調査の実施に向けて本年7月に実施された第2次試験調査における調査票の「4」欄の記入状況に係る調査票記入者及び実査担当者からの報告においても、混乱している状況が見られる。

したがって、調査票の「4」欄については、事業所・企業統計調査等従来の統計調査において使用されていた「収入額又は販売額」によって産業格付けを行うよう見直しを行った上で実施することはやむを得ない。

今後、基礎調査の第2次試験調査の結果を踏まえ、調査票記入者が記入時に混乱を生じた原因の分析を行った上で、産業分類の格付け情報として、「4(4)事業の業態」欄の記載方法を工夫するなど、付加価値を反映させるための設計について検討することが必要である。

(ウ) 調査方法

本社等一括調査等

従来、事業所・企業統計調査においては、調査員が事業所ごとに調査票の記入を依頼してきたが、調査員の目視では捕捉が困難である事業所を把握できない課題があった。基礎調査においては、この課題を克服し、事業所及び企業を捕捉するため、本社等に対して支所である事業所の分も含めて調査票の記入を依頼する本社等一括調査を導入する計画である。

これにより、企業全般における調査票の記入負担が軽減されるとともに、本所・支所の関係の情報が網羅的に把握される一方で、本社等における支所の記入漏れが生ずるおそれがある。これについては、本社等の調査票記入者に対して調査単位である事業所の定義に係る理解の徹底を図ることとしているほか、また、具体的に支所の例示を工夫するなど「調査票の記入のしかた」等調査関係書類の充実や広報による調査客体への周知を図ることとしていることから、妥当である。

なお、調査票記入負担軽減に資するため、配布する調査票へ事前に平成18年事業所・企業統計調査の調査結果情報をプレプリントすることとしているが、これを調査票記入者が的確に調査日現在の状況に合わせて修正ができるよう「調査票の記入のしかた」などを充実した上で実施することが妥当である。

行政記録情報の活用

基礎調査においては、調査員の目視では捕捉できないS O H O等の事業所が存在することから、商業・法人登記情報の活用によりこれらを捕捉して調査区内事業所名簿を作成し、調査を実施する計画である。

これは、これまで事業所及び企業の母集団名簿の作成を目的の一つとして実施してきた事業所・企業統計調査においては、法人企業の客体数が法人企業統計調査結果との間に大きな相違が生じていたことを踏まえた改善策として導入するものであり、また、現在統計委員会の基本計画部会において行政記録情報の更なる活用方策について検討が進められており、その他の行政記録情報が活用できる状況にないことから、妥当である。

なお、基礎調査の実施後、平成23年に経済センサス - 活動調査（以下「活動調査」という。）が実施されるまでの名簿情報については、引き続き、商業・法人登記情報等により随時更新を行う計画であるが、商業・法人登記情報は、休業、廃業等により事業活動を行っていない事業所及び企業や、名称・所在地が実在のものとは異なるものも含まれており、調査員が現地で調査客体を把握する際に困難を伴うことが考えられる。

したがって、将来的には事業所単位の情報や廃止等の事業活動情報が把握で

きる行政記録情報（厚生労働省の労働保険情報等）を活用するなどにより、より確度が高い調査区内事業所名簿を作成する必要がある。

(I) 集計事項

集計事項については、本社等一括調査の導入により、本所・支所についての関係が高い精度でとらえられ、その正確な集計が可能となるため、企業情報である従産業、決算月、持ち株会社か否かを新規調査事項として把握し集計する計画である。

これについては、事業所及び企業における事業の多角化の実態を明らかにすることが可能となるなど、企業情報及び母集団情報の需要に即したものとなっており、妥当である。

ウ 事業所・企業統計調査の中止

総務省は、基礎調査の実施に伴い事業所・企業統計調査を中止する計画である。

基礎調査は、これまでの事業所・企業統計調査が果たしてきた機能と役割に加え、行政記録情報を活用することにより、S O H O等調査員による目視ではとらえられなかった事業所を把握することにより、各種統計調査のための母集団情報として、事業所及び企業の捕捉率の高い名簿情報の提供が可能となること、基礎調査に本社等一括調査を導入することにより、本所・支所との関係が漏れなく把握でき、より充実した企業情報の提供が可能となるなど、事業所・企業統計調査の機能と役割は基礎調査に発展的に引き継がれることから、事業所・企業統計調査を中止することは妥当である。

エ 商業統計調査の実施時期の変更

経済産業省は、平成21年に実施を予定していた商業統計調査（簡易調査）について、同年に予定する基礎調査の実施に伴い中止し、現在の商業統計調査（簡易調査）で調査している調査事項については、2年後の平成23年に実施される予定の活動調査において把握することを計画している。

基礎調査を実施することにより、商業統計調査の調査対象である卸売・小売業の事業所の捕捉率が高まるとともに、経理項目の把握に重点を置いた活動調査の実施により、商業統計調査（簡易調査）に比べ充実した精度の高い情報が得られること、商業統計調査（簡易調査）で調査している経理項目は、商品販売額のみであり、同調査の結果を用いて作成している加工統計への影響は小さいと考えられることから、商業統計調査の実施時期を変更することは妥当である。

2 今後の課題

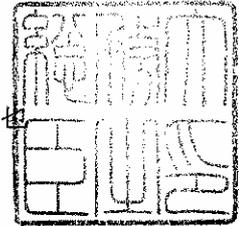
総務省は、今後の行政記録情報の活用の進捗状況を踏まえ、事業所母集団データベース等の母集団情報の整備に資する基礎調査の今後の在り方について、検討する必要がある。



総政企第163号
平成20年5月12日

統計委員会委員長
竹内 啓 殿

総務大臣
増田 寛 也



諮問第8号
経済構造統計の指定及び平成21年に実施される経済セン
サス-基礎調査の計画の承認等について（諮問）

標記について、平成20年4月21日付け総統基第130号、総統基第131号及び総統基第129号により総務大臣から別添「経済構造統計の指定の申請について」、「経済センサス-基礎調査に係る承認事項について（申請）」及び「事業所・企業統計調査の中止について（申請）」並びに平成20年4月21日付け平成20・04・18統第1号により経済産業大臣から別添「商業統計調査に係る承認事項の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、これらの申請に対し、指定及び承認を行うに当たり、統計法施行令（昭和24年政令第130号）第1条及び第1条の3の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮 問 の 概 要

(経済構造統計の指定、平成 21 年に実施される経済センサス-基礎調査の計画の承認、事業所・企業統計調査の中止及び商業統計調査の実施時期の変更について)

経済構造統計の指定

1 経済構造統計の検討経緯

我が国の産業統計については、産業ごと、所管府省ごとに異なる年次や周期で調査を実施、SOHO等、調査員調査では捕捉困難な事業所及び企業が増加、第三次産業に係る統計の不足等の状況にあることが指摘されており、GDPを推計するための基礎統計の不足等も懸念されている。

このような状況を踏まえ、政府は、「政府統計の構造改革に向けて」(平成 17 年 6 月内閣府経済社会統計委員会)「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」(平成 17 年 6 月閣議決定)等において、全産業分野のすべての事業所及び企業を対象に、経済活動の実態を経理的側面からとらえる経済センサス(仮称)の整備を決定した。

以上の決定を受け、政府部内に設置された関係府省による「経済センサス(仮称)の創設に関する検討会」において具体的な検討が進められ、平成 18 年 3 月には経済センサスの枠組みが取りまとめられた。その後、経済センサスにより作成される統計を経済構造統計とすることとされたところである。

2 経済構造統計の枠組み

(1) 目的

事業所母集団データベース等の母集団情報を整備するとともに、我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにする。

(2) 統計法令上の位置付け

統計法(昭和 22 年法律第 18 号)第 2 条に基づく指定統計とする。

(3) 集計対象

農林漁家等を除くすべての事業所及び企業とする。

(4) 実施する統計調査

平成 21 年に事業所及び企業の捕捉に重点を置いた経済センサス 基礎調査(以下「基礎調査」という。)を実施する。

なお、今後、平成 23 年に経理項目の把握に重点を置いた経済センサス 活動調査(以下「活動調査」という。)を実施する予定もあるが、活動調査は、基礎調査の結果を調査設計に反映させる必要があることから、本諮問においては、基礎調査により作成される統計のみをその対象とする。新法下での諮問案件となる活動調査については、新たな経済構造統計として検討を行う予定である。

- (5) 作成者
総務大臣とする。

基礎調査の計画の承認

1 調査の目的

事業所の事業活動及び企業の企業活動の状態を調査し、事業所母集団データベース等の母集団情報を整備すること、並びに我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにすることを目的とする。

2 調査の期日

平成 21 年 7 月 1 日現在で実施する。

3 調査の対象

農林漁家等を除くすべての事業所及び企業等とする。

4 実施者

総務大臣が実施する。

5 調査事項

調査は、国及び地方公共団体の事業所以外の事業所を対象とする甲調査並びに国及び地方公共団体の事業所を対象とする乙調査で構成する。それぞれの調査事項は以下のとおり。

(1) 甲調査

ア 事業所に関する事項（名称、電話番号、所在地、開設時期、従業者数、事業の種類、業態）

イ 企業等に関する事項（経営組織、資本金等の額、外国資本比率、決算月、持株会社か否か、親会社の有無、名称、所在地及び電話番号、子会社の有無及び数、法人全体の常用雇用者数及び主な事業の種類、国内及び海外の支所等の有無及び支所の数）

(2) 乙調査

名称、電話番号、所在地、職員数、事業の種類、事業の委託先の名称、電話番号及び所在地

6 調査の方法

(1) 甲調査

事業所及び企業の属性に応じ、調査員による調査、市町村による調査、都道府県による調査又は総務省による調査を行う。

(2) 乙調査

国の事業所については総務省が、都道府県の事業所については都道府県が、市町村の事業所については市町村が調査を行う。

7 結果の公表

集計した結果を刊行物又は閲覧に供する方法により次の期日までに公表する。

(1) 速報集計

平成 22 年 6 月末日までに公表

(2) 確報集計

ア 事業所に関する集計

平成 22 年 11 月末日までに公表

イ 企業に関する集計

親会社と子会社の名寄せ前の結果を平成 22 年 11 月末日までに、名寄せ後の結果を平成 23 年 3 月末日までに公表。

事業所・企業統計調査の中止

事業所・企業統計調査（指定統計第 2 号を作成するための調査）は、事業所の事業活動を調査し、我が国における事業所の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにし、各種統計調査実施のための事業所の名簿を得ることを目的として、昭和 22 年に事業所統計調査の名称で開始され、平成 8 年調査から、企業に関する調査事項を追加して実施されてきている。

今回、基礎調査が、これまで事業所・企業統計調査が果たしてきた上記の機能及び役割を果たし得ることから、統計法第 7 条第 2 項に基づき、同調査を中止する。

商業統計調査の実施時期の変更

商業統計調査は、商業の実態を明らかにし商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として、昭和 27 年から 2 年ごとに実施されてきており、その後、昭和 51 年以降 3 年周期となり、さらに平成 9 年以降 5 年周期で本調査を実施し、本調査の 2 年後に簡易な方法による調査（簡易調査）が実施されてきた。

「統計行政の新たな展開方向」（平成 15 年 6 月各府省統計主管部局長等会議申合せ）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」等を踏まえ検討を進めた「経済センサス（仮称）の創設に関する検討会」の決定である「経済センサスの枠組みについて」において、商業統計調査について、平成 21 年商業統計調査（簡易調査）は、報告者負担軽減の観点から経済センサスの創設に伴い廃止し、現在の商業統計調査（簡易調査）で調査している商業政策上必要な調査事項（商品販売額、売場面積等）については、平成 23 年に実施される活動調査において引き続き調査することとされたことを踏まえ、統計法第 7 条第 2 項に基づき、商業統計調査の実施時期を変更する。

経済構造統計の指定等について

経済構造統計の指定

検討経緯

政府統計の構造改革に向けて（平成17年6月 内閣府経済社会統計委員会報告）
経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（平成17年6月 閣議決定）等



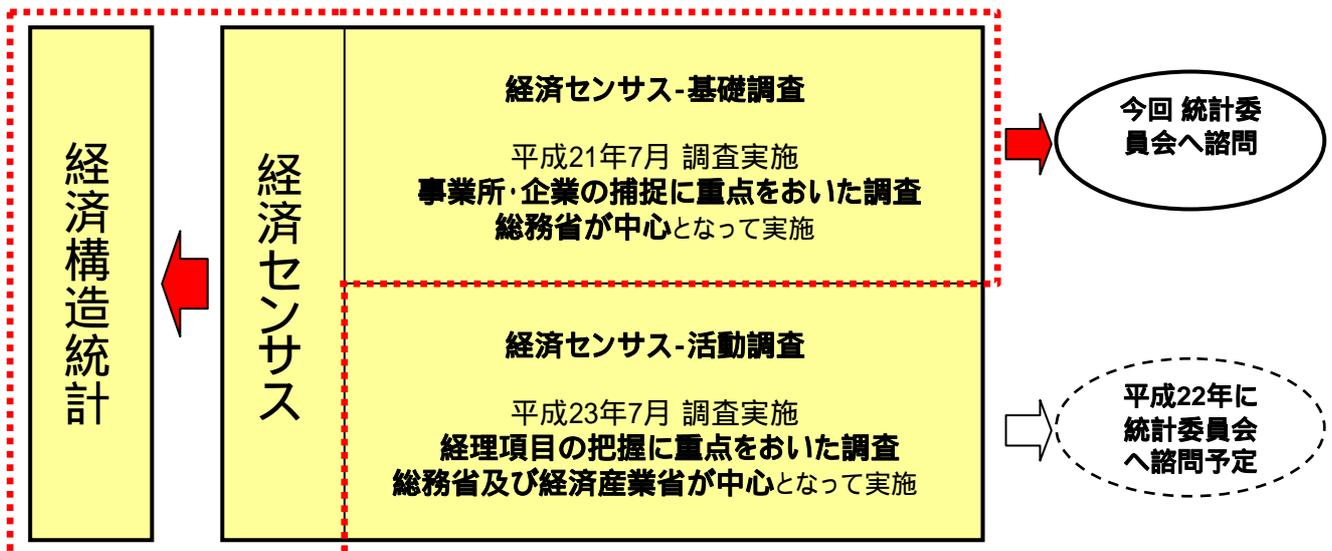
「全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握できる統計の整備を図る。」

経済センサスによって作成される経済構造統計の枠組み

関連する大規模統計調査の統廃合を行い、経済センサスを創設。
経済センサスは、統計法に規定される指定統計調査として実施。
平成21年に行政記録等の情報を利用して事業所・企業の捕捉に重点をおいた調査を総務省が中心となって実施。
平成21年に実施した調査によって得られた情報を有効に活用して、平成23年に経理項目の把握に重点をおいた調査を総務省及び経済産業省が中心となって実施。

経済構造統計の指定

経済構造統計の目的
事業所母集団データベース等の母集団情報を整備するとともに、我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにする。



経済センサス-基礎調査の計画の承認

調査の目的

事業所母集団データベース等の母集団情報を整備すること、並びに我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的産業構造を全国及び地域別に明らかにすること。

調査の概要

- < 調査の期日 > 平成21年7月1日現在
- < 調査の対象 > 農林漁家等を除く全ての事業所及び企業
- < 実施者 > 総務大臣
- < 調査事項 > ア 甲調査・・・国及び地方公共団体の事業所以外の事業所を対象に実施する。
(事業所に関する事項)
名称、所在地、経営組織、事業所の従業者数及び事業の種類 等
(企業等に関する事項)
資本金等の額及び外国資本比率、決算月、持株会社か否か、親会社の有無等、法人全体の常用雇用者数及び主な事業の種類 等
イ 乙調査・・・国及び地方公共団体の事業所を対象に実施する。
名称、所在地、職員数、事業の種類、事業の委託先の名称・所在地 等
- < 調査の方法 > ア 甲調査
事業所及び企業の属性に応じ、調査員による調査、市町村による調査、都道府県による調査及び総務省による調査を行う。
行政記録情報の活用・・・調査の対象となる事業所及び企業等の捕捉に当たり、行政記録情報(商業・法人登記データ)を活用する。
本社等一括調査による実施・・・複数の支店(事業所)を有する企業等については、本社において傘下の全事業所分を一括して調査を行う。
イ 乙調査
国の事業所については総務省が、都道府県の事業所については都道府県が、市町村の事業所については市町村が調査を行う。
- < 結果の公表 > 平成22年6月末日までに速報集計結果、同年11月末日(親会社と子会社の名寄せ後の結果については、平成23年3月末日)までに確報集計結果を公表する。

事業所・企業統計調査の中止

経済センサス-基礎調査によって、これまで事業所・企業統計調査が果たしてきた機能・役割を果たすことができるため、事業所・企業統計調査を中止する。

商業統計調査の変更

経済センサスの創設に伴う大規模統計調査の統廃合、簡素、合理化に関する政府内の検討結果を踏まえ、報告者負担軽減の観点から、平成21年に実施する商業統計調査(簡易調査)の実施時期を変更する。

企業統計部会の審議状況について（報告）

第7回企業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 20 年 7 月 25 日 (金) 9:55 ~ 12:05
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 3 階 第 1 会議室
- 3 出席者 美添部会長、佐々木委員、高木臨時委員、塩路専門委員、菅専門委員、高田専門委員
審議協力者 (内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府)
調査実施者 (高見経済基本構造統計課長、小林産業統計室長ほか 2 名)
事務局 (中田政策統括官、吉田国際統計企画官ほか 3 名)
- 4 議 題 経済構造統計の指定及び平成 21 年に実施される経済センサス - 基礎調査の計画の承認等について

5 概 要

主な審議事項として、前回の部会に引き続き、産業分類格付け情報である調査票「4 事業所の事業の種類・業態」の(2)欄について、付加価値の代替指標として従事者数を用いた設計となっていたが、産業分類格付けの観点に加えて、調査実施者からの第 2 次試験調査の実施状況の報告等実査上の観点を踏まえ審議を行った結果、これまで事業所・企業統計調査において使用していた「収入額又は販売額」によって産業分類格付けを行うよう修正した上で、調査を実施することが了承された。

その後、答申案について審議を行い、部会長預かりとなった一部を除き、了承された。委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

調査票「4 事業所の事業の種類・業態」の(2)欄の設計について

産業分類格付けの観点について事務局からこれまでの審議に係る整理報告があり、実査上の観点について調査実施者から、7月に実施された経済センサス - 基礎調査第 2 次試験調査の実施状況について報告があり、案 1 (従事者数) 案 2 (収入額又は販売額) 及び案 3 ((1)欄を踏まえた従事者数) の適否について審議を行った。

- 今回の試験調査においては、複数の事業を行っていない規模の小さい事業所が調査客体の多数を占めており、特段従事者数では記入しづらいという声は聞いていないが、規模が大きい事業所においては、従事者数で主な事業を判断するのは難しいのではないか。
- 案 2 (収入額又は販売額) によるこれまでの調査実施時に、客体から書きにくいとの指摘もあったのか。
⇒ 平成 18 年事業所・企業統計調査や第 1 次試験調査では、そういったデータは特段聞いていない。
- 従事者数では混乱を招くというのは当然の意見ではないか。例えば、研究開発と生産では違うのではないか (一般に研究開発には人手がかかり、実際の生産は機械化されている。)。また、季節によって生産する製品が変わってくる事業所においては、記入が難しいのではない

か、外注先の企業の派遣職員が自社構内事業所で働いている場合においては判断が混乱することも考えられ、案2（収入額又は販売額）がよいと思う。

- 調査客体においては、付加価値を従事者数で把握することの理解が難しいので、案2（収入額又は販売額）でも問題を含んでいるものの、案1（従事者数）よりは実態に近い情報が把握できると考える。
- 労働分配率を考えると、従事者数による把握もそれなりに整合性を持っているが、労働の質が一定でない場合、どのように判断すべきか検討が必要ではないか。
- 収入額を用いると適切な分類ができないと指摘されている製造業と卸売業については、調査票の4（4）欄（事業の業態）を適切に設計することによって対応可能であろう。

答申案について

答申案については、項目ごとに審議を進め、一部の項目について、事実関係や文章表現などについて意見等が出され、部会長と事務局において調整することとされたが、内容についてはおおむね了承された。

[諮問：経済構造統計の指定について]

経済センサスは、これまでにない調査の新設であり、政府が一体となって進める事業でもあるので、その趣旨を表現した内容とすべきではないか。

[諮問：経済センサス - 基礎調査の計画の承認]

調査事項について

- 調査票「4 事業所の事業の種類・業態」欄における産業分類格付け情報については、（2）を大分類、（3）を中分類以下としているが、必ずしもそのとおりではないので、文章表現上の整理が必要。

調査方法について

- 本社等一括調査については、「おおむね妥当」との評価であるが、本社において支所等の分も含め調査票に記入依頼するため、結果精度の確保の観点から、広報による調査客体への事業所の定義の周知を図ることを求める内容であるが、これは当初から計画しているので、文章表現上の整理が必要。

[諮問：平成21年に実施される事業所・企業統計調査の中止]

経済センサス - 基礎調査は、事業所・企業統計調査が果たしてきた機能と役割を発展的に引き継ぐことから、特段の意見もなく了承された。

[諮問：平成21年商業統計調査の実施時期の変更]

商業統計調査（簡易調査）の結果を用いて作成している加工統計への影響は小さいと審議において確認されたことなどから、特段の意見もなく了承された。

6 今後の予定

上記意見を踏まえ答申案の修正を行い、その修正内容については部会長に一任することで部会において了承され、8月20日（水）開催の統計委員会に諮ることとされた。

平成21年経済センサス 基礎調査における「事業所の事業の種類・業態」欄の様式について

案1 今回の計画案による調査票様式(第2次試験調査と同じ)

(「改定日本標準産業分類の適用に関する研究会」において了解されたもの)

- ・第2次試験調査における調査員や調査客体からの意見等により、調査客体の混乱を招かないか、記入しやすい調査方法となっているかの検証を行う予定

(2) 主な事業の内容 (この事業所で行っている事業のうち <u>年間を通じて従事している人数が最も多い事業について</u> その事業の内容を具体的に記入してください)	
(3) 生產品 取扱い商品又は営業種目 (上記(2)で記入した主な事業の内容について 生產品 取扱い商品又は営業種目を 年間を通じて収入額又は販売額の多い順に右の ~ 欄に記入してください)	

案2 「従事している人数」を「収入額又は販売額」に戻した調査票様式

- ・平成18年事業所・企業統計調査と同じ調査方法であり、これまで調査客体などから書きにくいなどの意見はなかった

(2) 主な事業の内容 (この事業所で行っている事業のうち <u>過去1年間の収入額又は販売額の最も多い事業について</u> その事業の内容を具体的に記入してください)	
(3) 生產品 取扱い商品又は営業種目 (上記(2)で記入した主な事業の内容について 生產品 取扱い商品又は営業種目を 年間を通じて収入額又は販売額の多い順に右の ~ 欄に記入してください)	

案3 大分類を決める際に、(1)欄の記入の中から従事者数最大の事業を選択してもらう方式

- ・(1)欄のマークが正しく選択されなかった場合、それに引きずられて誤った分類に格付けされる可能性がある

(2) 主な事業の内容 (上記(1)でマークした事業のうち 年間を通じて <u>従事している人数が最も多い事業について</u> その事業の内容を具体的に記入してください)	
(3) 生產品 取扱い商品又は営業種目 (上記(2)で記入した主な事業の内容について 生產品 取扱い商品又は営業種目を 年間を通じて収入額又は販売額の多い順に右の ~ 欄に記入してください)	